

別紙②

海外在住・海外所得の方の場合

令和2年度用

★ 申請関係書類	申請時の注意点
(4) 市内に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類	<p>○夫婦のいずれか（または両方）が外国籍である場合は、別紙①の(4)を参照してください。</p> <p>○夫または妻が海外在住の場合は、下の表Bを参照してください。</p>
(5) ご夫婦それぞれの所得を証明する書類	<p>海外所得のみで課税証明書がない場合(国籍共通)は、国内所得が無いことの確認のため、次の書類が必要です。</p> <p>・「申立書」(窓口にて様式をお渡しします。)</p> <p>・「戸籍の附票」または「パスポートのコピー」</p> <p>※パスポートのコピーは、顔写真のページに加えて、2020年1月1日に海外にいたことが分かる出入国スタンプのページが必要です。</p> <p>例)2019年11月日本出国、2020年3月日本帰国の場合、11月と3月の出入国スタンプがあるページが必要です。</p>

< B 海外在住の場合 市内に居住する法律上のご夫婦であることを証明する書類 >

【ア】明石市在住	【イ】海外在住	必要書類
日本国籍	日本国籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ア】明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉</li> <li>・【イ】「戸籍の附票」または「パスポートのコピー」</li> <li>・【ア・イ】戸籍謄本（抄本の場合、夫と妻の両方）</li> </ul>
外国籍	日本国籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ア】明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉</li> <li>・【イ】「戸籍の附票」または「パスポートのコピー」</li> <li>・【イ】日本国籍を有する者の戸籍謄本（抄本）</li> </ul>
日本国籍	外国籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ア】明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉</li> <li>・【イ】「パスポートのコピー」</li> <li>・【ア】日本国籍を有する者の戸籍謄本（抄本）</li> </ul>
外国籍	外国籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【ア】明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉</li> <li>・【イ】「パスポートのコピー」</li> <li>・【ア・イ】婚姻していることを証明する書類（日本語）</li> </ul>

※明石市に住民登録がある場合、住民票の写しは省略できます。

※明石市から海外に転出した場合、【B】の「戸籍の附票」または「パスポートのコピー」は省略できます。

※住民票や戸籍謄本等の公的書類は、発行から3カ月以内のものが有効です。

※パスポートのコピーは、顔写真のページと、出入国スタンプの分かるページが必要です。コピーまたは写真データ（日付等が鮮明に分かるもの）を印刷したものをご提出ください。